

<b>Title</b>	全国消費実態調査における勤労者世帯の個人収入と労働力調査 における仕事からの収入
<b>Author</b>	藤井, 輝明
<b>Citation</b>	経営研究. 62(2); 127-138
<b>Issue Date</b>	2011-08
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to  
Osaka Metropolitan University

# 全国消費実態調査における勤労者世帯の個人収入 と労働力調査における仕事からの収入

藤 井 輝 明

## 目次

- 1 はじめに
- 2 統計の概要と比較
- 3 年間の「仕事からの収入」の推計と考察
- 4 小括

## 1 はじめに

所得分布についての統計としては、永く世帯別のもののみが存在した。全国消費実態調査と、それに重なる速報性の高い家計調査の歴史が古い。また労働者のみが対象であるが、就業構造基礎調査があり、全世帯を対象にしたものとしては国民生活基礎調査がある。

このうち、家計調査については継続的に入れ替えられる同一標本世帯の毎月のデータを得ることができることから、時系列を確保できるメリットがあるものの、調査目的、歴史的経緯、速報性の確保などの点から「典型性」が強く表れ、無作為性が犠牲になっていることが指摘できる。また、アクセサビリティの点では現在匿名データとして提供されていない。

現在では、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、また勤労者のみが対象であるが、就業構造基礎調査を利用する分析が主流である。これらを用いて雇用者世帯の所得分布を比較し、その原因を考察したものとしては、米澤・金子（2007）がある。

ところで、これらの調査は調査単位は世帯となっているが、所得分布についての公表結果もまた世帯別であり、世帯及び国民生活基礎調査では夫の、全国消費実態調査、就業構造基礎調査では世帯主の区分別度数が別に公表されているのみで、世帯員の所得はせいぜい階級別平均値がわかるだけである。調査単位が事業所単位でなく、世帯単位での調査、それも個人の所得分布を公表しているものとして、他には、労働力調査（2002年以降の詳細集計）がある。回答方式では国民生活基礎調査は聞き取り式、全国消費実態調査は家計簿調査票式、労働力調査は択一式であるといった違いがある。

調査結果を見ると、世帯単位の調査では（多少の違いはあれ）、近年経年的には全体として

の所得低下が見られるものの、比較的集中した（格差が少ない）対数正規分布様の所得分布が維持されているのに対し、個別労働者単位で分類集計する労働力調査の結果では、極端に低所得層の多い「賃金崩壊」といわれる現象が確認できる。本稿では、これを世帯主以外の世帯員の低所得で説明できるかを検討するための準備作業として、全国消費実態調査を加工することで労働力調査の回答項目である「仕事からの収入」に相当する収入を推計し、両者を比較する。

公表される集計結果では上で述べたように世帯員の所得は平均でしかわからないから、厳密に比較することはできない。しかし、その過程を通じて得られる、あり得べき世帯主—世帯員所得の同時分布についての可能性の考察は、非標本誤差は個票そのものに戻っても除去できるものではない以上、匿名マイクロデータの利用に先駆けて行うべきであると考ええる。

単身世帯では世帯員がいないため、所得概念の変換が比較的簡単であるが、逆に、誤差の比較により、あり得べき推定法を検討するという目的には向かない。そこで以下では、勤労者世帯（2人以上世帯）について実際のデータを用いて推計しながら方法を吟味することにする。

なお、本稿準備作業時には全国消費実態調査 2009 年実施分は公表途中であり、すべてを利用できないので、用いなかった。前回 2004 年実施分を対象とした結果を示す。

## 2 統計の概要と比較

雇用者所得を求めるのに複数の統計を比較する場合、以下のような原則的限界をあげることができるかもしれない。1) 個人としての労働者の自立、労働市場などについての研究者独自の見解に基づく実質論的意義付け。例示すれば、個人の所得分布や水準がいかように低下しようと、女性が補助労働力とされて評価されていたものに近づくに過ぎない、あるいは、賃金は労働市場で評価されたものであるから、問題にする必要が無い、といった事前の情報によって、データに立ち入らず、またそれに基づく実質の解明の意義を多くは認めない見解。2) 統計作成技術上、経済主体としての家計と統計上の世帯との不一致が存在する。また、調査目的が異なる統計が別に存在することから、調査方法または調査項目の定義が異なる。したがって、統計理論的に異なる統計の概念を比較することは意義が薄いとする見解。3) 差は一般に存在する非標本誤差、または実査上の具体的な問題に帰する面が大きいと指摘される。

しかし筆者は、制度統計を利用する立場に立つとき、統計比較の意義と限界は、第一に統計調査、公表の具体的中身に立ち入った統計作成論に内在して吟味すること、及びデータ自体の吟味を重視することが重要であると考ええる。

以下ではまず、対象とする労働力調査及びそこにおける「仕事からの収入」、全国消費実態調査及びそこにおける収入の概念について概説する。

労働力調査は、我が国の就業・不就業の状況を把握する事が目的である。このため、世帯単位で大標本調査（抽出世帯は約 4 万世帯）を行い、基礎調査票では、全世帯員について年齢、性別、世帯主との関係など、15 歳以上の世帯員について、就業状態（就業時間）など、就業

者について、従業上の地位、従業事業所に関する項目等、完全失業者について求職状況、世帯について世帯員の移動などを調査する。また、詳細調査票では、15歳以上の世帯員について、教育状況、仕事からの年間収入、等が調査され、就業者、完全失業者、非労働力人口、前職のあるものについても詳細な項目が調査されているが、ここでは省略する。仕事からの年間収入については、主たる仕事の種類によるものでなくすべての仕事からの収入合計であり、あらかじめ区分された収入階級にマークする択一式記述を求める。また、過去1年の途中で変動があった場合には今後の見込額を記入することとされている。なお、詳細調査が基礎調査と統合されたのは2002年であり、それ以前は毎月行われる労働力調査とは別に労働力特別調査が行われていた。

全国消費実態調査は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を5年ごとに総合的に調査するものであり、毎月行われる家計調査よりも調査項目、抽出世帯数とも多い。調査対象世帯数は二人以上世帯で約5万世帯、単身世帯で4千世帯以上である。調査事項は、(1)家計上の収入と支出に関する事項、(2)品物の購入地域に関する事項、(3)品物の購入先に関する事項、(4)主要耐久消費財等に関する事項、(5)年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項、(6)世帯及び世帯員に関する事項、(7)現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項に分けられ、消費支出構造を中心に多くの項目が構造的に把握できるよう調査される。

調査方法としては、以下の特徴がある。「(1)家計上の収入と支出に関する事項」については、二人以上の世帯では9月1日～11月30日の3か月間、単身世帯では10月1日～11月30日の2か月間、調査世帯が1か月1冊の家計簿に毎日の収入（勤労者世帯及び無職世帯のみ）と支出を記入する。「(4)主要耐久消費財等に関する事項」については、調査世帯が「耐久財等調査票」に10月末現在で記入する。「(5)年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項」については、調査世帯が「年収・貯蓄等調査票」に11月末現在で記入する。「(6)世帯及び世帯員に関する事項」、「(7)現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項」については、二人以上の世帯は9月1日現在で、単身世帯は10月1日現在で調査世帯が「世帯票」に記入する。

このため、収入については、11月末に「年収・貯蓄等調査票」に記入された過去1年の年収についての収入の種類別、世帯員別調査と、調査期間内の二人以上の世帯で3か月、単身世帯で2か月間、家計簿に記入された収支をもとに計算される月収とが存在することになる。

集計表の形式では、労働力調査では世帯員個人別の年収分布が年齢、世帯主との関係、従業上の地位などとクロスして公表されるのに対し、全国消費実態調査では、世帯年収階級別、または、世帯主の年収階級別に、収支の詳細が基本属性と共に公表されるから、世帯主の年収はわかるが、他の世帯員についての集計は、世帯年収階級別、または、世帯主の年収階級別の平均値がわかるだけであり、分布はわからない。

匿名データの提供の状況では、全国消費実態調査は提供されているが、労働力調査は提供さ

れていない。現在の状況下では、勤労者所得を世帯全体の構成と共に把握するために全国消費実態調査を利用する意義は大きいと言えるが、その収入概念に注意する必要がある。

全国消費実態調査では収入について二つの調査がされていることは上述の通りであるが、階級区分の基準になる「年間収入」とは、家計簿の集計結果として計上される1ヶ月の収入と支出にいう「経常収入」に相当し、後で詳しく述べるように、財産収入、社会保障、年金、仕送り等を含んだ数字である。従って、これだけの理由で、勤労所得、資本所得などよりも格差は小さくなる。労働力調査同様の「仕事からの収入」=稼得所得ベースでの数値は各項目を月収として集計し直す必要があるが、月収を基準とした世帯構成比は公表値からは推定できない。また調査月の関係で月々の収支からは賞与等の大部分は含まれない。

労働力調査は記憶に基づく過去1年間の「仕事からの収入」を事前に設定した収入階級から択一式で選択する方法をとっている。過去1年の実績をもとに仕事の変更があったとき、収入は現在の状態から自分で推計する。賞与など定まって支給される賃金以外の給与や賃金以外の収入を含む。

従って両者を比較するためには概念の統一が必要である。以下では匿名データの利用を予定して、全国消費実態調査の項目を労働力調査に定義する「仕事からの収入」に近づける推計を行い比較する。

以下で特に注意すべき項目について説明する。

#### ① 仕事の分類

両統計では仕事を以下のように分類している。

##### 労働力調査

「おもに仕事をしていた」場合、「従業上の地位」としては「おもな仕事」を一つだけ選択させる。

雇われている人（常雇い、臨時雇い、日雇い）、会社などの役員、自営業者（雇い人あり、なし）、自営業者の手伝い、内職など。

##### 全国消費実態調査

自記させた内容を職業項目の種類に分類集計する。世帯主が属する項目に応じて世帯分類する。表1に示したように、符号のついた背反する基礎分類があり、それを階層に積み上げていて作表上の分類が作られる。

勤労者に含まれるのは、1. 常用労務作業、2. 臨時及び日々雇い労務作業、3. 民間職員、4. 官公職員（国家公務）、5. 官公職員（地方公務）であり、会社役員（3-5に属するものでも、程度の高い企画管理、行政事務、監督事務に従事するものは職員でなくこちらに含める）及び

表 1 全国消費実態調査職業分類

符号	種類
	勤労者世帯
	労務作業者世帯
1	常用労務作業者
2	臨時・日々雇労務作業者
	職員世帯
3	民間職員
	官公職員
4	国家公務
5	地方公務
	勤労者以外の世帯
	個人営業世帯
7	個人経営者
6, 8	(その他の個人営業)
	その他の世帯
9	法人経営者
10	自由業者
11	その他の職業
12	無職世帯

出所)「全国消費実態調査 平成16年」および総務省統計局ホームページ ([http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/pdf/h16\\_fu05.pdf](http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/pdf/h16_fu05.pdf)。2011年5月現在)より筆者作成。

外国公務員を除く。

勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに雇用されている世帯をいう。ただし、上述のように世帯主が社長、取締役、理事など会社・団体の役員、外国公務員である世帯は、勤労者以外の世帯とする。

よって、おおむね労働力調査の「役員を除く雇用者」≒全国消費実態調査の「勤労者」とみなすことができる。

## ② 収入の定義

両統計における収入の定義は以下の通りである。

### 労働力調査

この1年間のすべての仕事からの収入

### 全国消費実態調査

1. 「年収・貯蓄等調査票」による前年12月から同年11月までの1年間の世帯及び世帯主の年間収入
2. 家計簿による、世帯の、9、10、11月の月収(2人以上世帯)または10、11月の月収(単

身世帯)

借金、貯金取り崩しを含む「月収」、これらを除く「実収入」、社会保障給付を含む「経常収入」と贈与などの「特別収入」からなる。(収入・支出には「仕送り」が、受け取り額が収入、支払い額が支出の項目に、両建てで含まれる。)

3. 勤労者世帯の場合、「勤め先からの収入」の項目が、世帯主、配偶者、他の世帯員のそれぞれについてある。

家計簿による月平均収支項目の詳細は表2に要約を示した。

表2 全国消費実態調査勤労者世帯(二人以上の世帯)収入項目

収 支 項 目		平 均 Average
集 計	世 帯 数	31,025
世 帯 数 分 布 ( 抽 出 率 調 整 )	( 1 万 分 比 )	495,672
世 帯 数	人 員 ( 人 )	10,000
有 業 間	人 員 ( 人 )	3.52
年 間 収 入 ( 千 円 )		1.70
		7,401
収 入 総 額		971,740
実 常 収 入		502,114
勤 め 先 収 入		490,947
世 帯 主 の 勤 め 先 収 入		461,555
世 帯 主 の 配 偶 者 の 勤 め 先 収 入		382,438
他 の 世 帯 員 の 勤 め 先 収 入		57,333
事 業 ・ 内 職 収 入		21,784
本 業 以 外 の 勤 め 先 ・ 事 業 ・ 内 職 収 入		2,375
他 の 特 別 収 入		5,033
実 収 入 以 外 の 収 入		21,985
可 処 分 所 得		11,166
		391,797
		425,513

注) 1. 細かい項目と支出は除いてある。

2. 加減により理解を容易にするため、2004年の平均値(月額。単位:円)を右に示す。

出所)「全国消費実態調査 平成16年」より筆者作成。

要点を示せば以下の通りである。

- 実収入(月収) = 経常収入 + 特別収入
- 経常収入 = 「勤め先収入」 + 「事業・内職収入」 + 「本業以外の勤め先・事業・内職収入」 + 「その他の経常収入」
- 「勤め先収入」 = 「世帯主の勤め先収入」 + 「配偶者の勤め先収入」 + 「他の世帯員の勤め先収入」
- 「事業・内職収入」: 世帯主以外の世帯員が世帯家計に繰り入れた事業収入等。

内訳としては、

「事業・内職収入」＝「農林漁業収入」＋「家賃収入」＋「他の事業収入」

となる。

- ・「その他の経常収入」＝「財産収入」＋「社会保障給付」＋「仕送り」
- ・「本業以外の勤め先・事業・内職収入」：世帯主を含む世帯員全員の本業以外の勤め先収入と、世帯主の事業・内職収入（世帯員が営む事業・内職は「事業・内職収入」であり、これとの2重計算はしないから、世帯主の「本業以外の勤め先・事業・内職収入」と世帯員の「本業以外の勤め先収入」の合計である）。

定義上、給与所得以外の事業、内職は多くは経費控除後のものが家計に繰り入れられるから、実際は労働力調査同様「営業利益」とみなす事ができる（農家など）。

ただし、自宅で行う個人消費と区別できない消耗品を用いる小規模事業は収入から明白な仕入れ代金を除いたもののみを記載していると考えられ、これに対応して、支出で対応する消費項目や自宅設備の維持管理費用はそれを含むとも考えられる（家賃、及び、たばこ店、家庭教師など自宅事業所で行う事業）が、通常このことの影響は軽微であろう。

これと別の問題として、「家計に繰り入れられたもの」であるから、アルバイト所得等であっても、家計に繰り入れず独自に行っているものは含まれない、と解釈できる（実際調査しようがない）。

以上から、全国消費実態調査の「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「本業以外の勤め先・事業・内職収入」、すなわち経常収入から「他の経常収入」を引いたものが、労働力調査の「仕事からの収入」と対応するものとして合理的であると考えられる。

以下では統一略語として「稼得所得」の用語を用いる。

この場合、全国消費実態調査の「事業・内職収入」、「本業以外の勤め先・事業・内職収入」は世帯単位でしか公表されないので、二人以上世帯の世帯主以外の世帯員については、別途考慮する必要がある。配偶者及びその他の世帯員については合計を世帯数で割ったもので公表されており、世帯収入階級、世帯主収入階級別の平均値がわかるだけであることに注意が必要である。

また分類される収入階級についても、すべての種類の年収合計であり、さしあたり上記のような稼得所得に相当するものを得ることはできず、公的な年金、社会保障、私的仕送り等が含まれている。また年収であるので賞与が含まれるが、収支月額で稼得所得を求めるときは、これが入らないであろう事を考慮しなければならない。

### ③ 就業者数

就業者数について注意すべき事は以下の通りである。

#### 労働力調査

調査単位は世帯であるが、最終的には世帯員について、直近の1週間で主に仕事をしていた人について集計されている。就業者に占める雇用者の比率などでは正しく現れるが、世帯数では、世帯主が非就業者（年金生活者等）である世帯は現れないことに注意が必要である。

#### 全国消費実態調査

就業状態は労働力調査と異なり、通常の状態であるので、必ずしもその時点で仕事に就いているわけではない。そのうえで、単身世帯と、二人以上世帯の世帯主は就業しているとみなすことが可能であり、勤労者世帯であれば、おもな収入源は勤め先からの給与である。2人以上世帯の世帯員については、就業人数の記載はあるが、世帯収入の項目では区別されている配偶者その他の世帯員との区別はない。また、世帯員の職業区分はないので、必ずしも職業としては勤労者に区分されない人数が混じっている可能性はある。

なお、世帯員を含む全体の整合性の検討は後の課題である。

以下で、年収と月の収支項目をもとに年収階級別の勤労者世帯の特徴について予備的考察を行い、年単位の稼得所得を計算する方法を示す。

### 3 年間の「仕事からの収入」の推計と考察

ここでは以上の考察をもとに二人以上の勤労者世帯を対象に稼得所得を計算する。

最初に、月收入から、世帯主と世帯員の稼得所得を計算し、その合計として年収を求める。

月収支簿から

世帯としての「稼得所得」＝「経常収入」－「他の経常収入」

となる。世帯主と配偶者及び他の世帯員別では、「本業以外の勤め先・事業・内職収入」に世帯員の「本業以外の勤め先収入」が含まれるが、これは無視できるとして、「本業以外の勤め先・事業・内職収入」は世帯主の、「事業・内職収入」を配偶者及び他の世帯員の稼得所得とする。

世帯主の「稼得所得」＝「世帯主の勤め先収入」＋「本業以外の勤め先・事業・内職収入」

また

配偶者及び他の世帯員の「勤め先収入」（合計）

＝「配偶者の勤め先収入」＋「他の世帯員の勤め先収入」

を以下単に「世帯員の勤め先収入」と略す。同様に、配偶者及び他の世帯員も単に「世帯員」と略す。

表3 世帯主の年間収入階級別収入項目

	世帯主					世帯員				世帯			
	世帯の年間収入 (千円)	世帯主の勤め先収入	本業以外の勤め先の事業・内職収入	「仕事からの」世帯主収入	本業以外の収入/「仕事からの」世帯主収入	世帯員の勤め先収入	事業・内職収入	世帯員の収入合計	世帯主以外の有業世帯員	有業世帯員の一人あたり平均収入	世帯の「仕事からの」収入	収入月額年合計 (千円)	対世帯の「年間収入」比
平均	7,401	382,438	5,033	387,471	1.30%	79,117	2,375	81,492	0.7	116,417	468,963	5,628	76.04%
200未満	2,969	131,331	2,939	134,270	2.19%	72,609	1,979	74,588	0.72	103,594	208,858	2,506	84.42%
200～250	3,729	183,079	3,677	186,756	1.97%	75,468	2,635	78,103	0.79	98,865	264,859	3,178	85.23%
250～300	4,174	207,528	3,796	211,324	1.80%	75,649	2,306	77,955	0.79	98,677	289,279	3,471	83.17%
300～350	4,740	244,103	2,712	246,815	1.10%	81,461	1,671	83,132	0.76	109,384	329,947	3,959	83.53%
350～400	5,154	270,935	3,664	274,599	1.33%	77,039	1,886	78,925	0.71	111,162	353,524	4,242	82.31%
400～450	5,567	303,684	1,759	305,443	0.58%	74,600	2,245	76,845	0.71	108,232	382,288	4,587	82.40%
450～500	6,091	329,288	2,646	331,934	0.80%	77,023	1,695	78,718	0.69	114,084	410,652	4,928	80.90%
500～550	6,613	360,108	1,992	362,100	0.55%	78,173	1,842	80,015	0.68	117,669	442,115	5,305	80.23%
550～600	7,247	383,958	2,895	386,853	0.75%	78,226	2,027	80,253	0.63	127,386	467,106	5,605	77.35%
600～650	7,645	409,165	3,404	412,569	0.83%	77,096	2,579	79,675	0.65	122,577	492,244	5,907	77.27%
650～700	8,349	434,222	4,956	439,178	1.13%	85,142	1,802	86,944	0.7	124,206	526,122	6,313	75.62%
700～750	8,842	461,355	5,010	466,365	1.07%	89,433	1,684	91,117	0.7	130,167	557,482	6,690	75.66%
750～800	9,501	481,565	4,260	485,825	0.88%	92,919	3,413	96,332	0.73	131,962	582,157	6,986	73.53%
800～900	10,221	514,333	5,936	520,269	1.14%	98,969	2,217	101,186	0.74	136,738	621,455	7,457	72.96%
900～1000	11,169	568,918	6,143	575,061	1.07%	86,538	3,660	90,198	0.75	120,264	665,259	7,983	71.48%
1000～1250	12,339	633,695	11,371	645,066	1.76%	70,618	3,933	74,551	0.65	114,694	719,617	8,635	69.98%
1250～1500	14,815	748,413	34,568	782,981	4.41%	49,126	9,554	58,680	0.61	96,197	841,661	10,100	68.17%
1500～2000	18,075	844,963	71,191	916,154	7.77%	47,596	5,271	52,867	0.52	101,667	969,021	11,628	64.33%
2000以上	26,454	919,988	103,162	1,023,150	10.08%	93,767	3,108	96,875	0.72	134,549	1,120,025	13,440	50.81%

注) 階級区分の単位は万円。特に断りがない場合、収入は月額(円)。  
出所)「全国消費実態調査 平成16年」より筆者作成。

配偶者及び他の世帯員の「稼得所得」(合計)＝「世帯員の勤め先収入」+「事業・内職収入」  
こうして計算した「稼得所得」は、世帯員が家計に繰り入れない分だけ確実に過小であり、  
世帯主、世帯員とも賞与等の調査対象期間外の収入が把握できていない。

世帯主、世帯員、世帯別に月収の12倍として計算した稼得所得と、年収との対応表を表3  
(世帯主収入階級別) および表4(世帯収入階級別) に示す。

表3では世帯主の年収階級別に特徴を見る事ができる。世帯主の稼得月収に占める本業以外  
の収入(稼得所得)は高所得層で明らかに高く、1000万円を越えるあたりから増え始め2000  
万円以上では10パーセントにもなる。また低所得層でもやや高くなる。

本業以外の収入(稼得所得)には年金や金融所得は含まれないので、いわゆる副業であるが、  
低所得層ではおもな勤め先以外の働き口を求めた結果であることが推察される。高所得層では、  
事業の兼業の他、不動産所得が稼得所得に含まれるので、その寄与も考えられる。

世帯員の稼得所得を見ると、全体としては、有業人数は世帯主収入とあまり関係なく、また  
一人あたり稼得所得も世帯主年収800万円台前後が最高となるがさほどの差は無い。このため、  
最高収入階級の手前で有業人数がやや下がる分、世帯員の稼得所得が少なくなっているという  
特徴がある。

世帯の稼得所得年額を月額12倍で求めた結果が右から2列目(単位千円)である。各階  
級ごとに世帯の年収(平均)が公表されているので、これとの比率をとると、世帯主年収との  
負の相関があることがわかる。月収の単純比例分は年収に対し、平均で76パーセント、低所  
得層で84パーセント、最高階級では50パーセントほどになる。

表4では世帯の年収別に計算した。世帯主における副業が稼得所得に占める比率の傾向はお  
おむね同じでややばやけるだけである。これはつまり、現在の所、世帯収入の傾向を決定して  
いるのは大きくは世帯主の収入であるという状態を表している。世帯主の稼得所得と世帯員の  
稼得所得を比較すれば、当然の結果ではある。

世帯員の状況を見ると表3とは異なる特徴が明らかになる。有業世帯員数、世帯員一人あた  
り稼得所得共に、世帯の年収階級が増えるほど大きくなるということである。有業世帯員数と  
世帯収入とが相関するのはある意味当然であるが、世帯員一人あたりの稼得所得も増えている。  
このことは表3の結果と比較すれば、不思議である。なぜなら、世帯主の年収と世帯員の平均  
的稼得所得は余り関係が無かったのである。表4では先に述べたように、依然として世帯家計  
にとって平均的には世帯主のしめる影響が大きい事が確認された一方で、他方、世帯の収入が  
多ければ、世帯員もまた高額稼得所得を得られる、ということを示すのである。あわせて考  
えるならば、世帯主の補助的役割としての世帯員では稼得所得に差がないものの、高い稼得所  
得を得る者で世帯が構成され、そのうちの第1位が世帯主になっている世帯が一定の割合で存  
在し、この世帯の相当部分は世帯主年収別では上層に現れないという事が影響していることが  
推認できる。

表 4 世帯の年間収入階級別収入項目

	世帯主					世帯員				世帯				
	年間収入(千円)	世帯主の勤め先収入	本業以外の勤め先・事業・内職収入	「仕事からの」世帯主収入	本業以外の収入/「仕事からの」世帯主収入	世帯員の勤め先収入	事業・内職収入	世帯員収入合計	世帯主以外の有業世帯員	有業世帯員の一人あたり平均収入	世帯の「仕事からの」収入	収入月額年合計(千円)	対世帯の「年間収入」比	
平均	7,401	382,438	5,033	387,471	1.30%	79,117	2,375	81,492	0.7	116,417	468,963	5,628	76.04%	
200未満	1,436	122,718	1,811	124,529	1.45%	12,265	307	12,572	0.3	41,907	137,101	1,645	114.57%	
200～250	2,238	168,338	2,619	170,957	1.53%	13,668	811	14,479	0.31	46,706	185,436	2,225	99.43%	
250～300	2,730	187,202	2,716	189,918	1.43%	20,467	1,531	21,998	0.39	56,405	211,916	2,543	93.15%	
300～350	3,235	225,629	1,628	227,257	0.72%	23,601	1,019	24,620	0.42	58,619	251,877	3,023	93.43%	
350～400	3,733	247,966	1,909	249,875	0.76%	26,335	1,190	27,525	0.42	65,536	277,400	3,329	89.17%	
400～450	4,220	274,097	1,401	275,498	0.51%	32,915	1,349	34,264	0.5	68,528	309,762	3,717	88.08%	
450～500	4,724	292,515	1,841	294,356	0.63%	37,311	1,477	38,788	0.53	73,185	333,144	3,998	84.63%	
500～550	5,219	320,369	1,480	321,849	0.46%	37,952	1,001	38,953	0.51	76,378	360,802	4,330	82.96%	
550～600	5,723	337,449	1,864	339,313	0.55%	49,562	1,507	51,069	0.62	82,369	390,382	4,685	81.86%	
600～650	6,205	360,655	2,280	362,935	0.63%	49,891	1,589	51,480	0.58	88,759	414,415	4,973	80.14%	
650～700	6,720	372,773	2,521	375,294	0.67%	58,111	1,679	59,790	0.65	91,985	435,084	5,221	77.69%	
700～750	7,196	404,081	4,387	408,468	1.07%	59,086	1,642	60,728	0.63	96,394	469,196	5,630	78.24%	
750～800	7,711	415,632	2,647	418,279	0.63%	69,219	2,951	72,170	0.72	100,236	490,449	5,885	76.32%	
800～900	8,439	440,155	5,070	445,225	1.14%	79,356	1,758	81,114	0.76	106,729	526,339	6,316	74.84%	
900～1000	9,448	473,591	4,501	478,092	0.94%	96,101	2,691	98,792	0.84	117,610	576,884	6,923	73.27%	
1000～1250	11,034	505,840	8,793	514,633	1.71%	143,117	4,390	147,507	1.01	146,047	662,140	7,946	72.01%	
1250～1500	13,559	543,778	12,142	555,920	2.18%	220,608	3,782	224,390	1.22	183,926	780,310	9,364	69.06%	
1500～2000	16,730	585,232	25,999	611,231	4.25%	291,034	8,771	299,805	1.38	217,250	911,036	10,932	65.35%	
2000以上	24,089	739,674	71,842	811,516	8.85%	290,828	20,526	311,354	1.48	210,374	1,122,870	13,474	55.94%	

注) 階級区分の単位は万円。特に断りがない場合、収入は月額(円)。  
出所)「全国消費実態調査 平成16年」より筆者作成。

世帯合計稼得所得の12倍で年稼得所得を計算し、世帯年収と比較した場合については、高所得階級になるほど把握されない部分が多くなるという点は共通であるが、低所得層ではほとんど一致し、貧困ライン以下という200万円以下では年収の方が少なくなるという結果が出た。100パーセントに近づくというだけであれば、賞与がほとんど出ない仕事に就いていることで説明可能であるが、本来、生活保護世帯なども含む最低層では、移転所得を含む年収の方が多くならなければならない、途中から年間収入に占める比率は下がらなければならないはずであるから、通常あり得ない結果である。

可能性としてあり得るのは、第一に、低所得層では所得についての記録や記憶が曖昧であり、過去の年収の曖昧な記憶で低めに回答していること、第二に、家計簿調査に協力する余裕がある世帯は時間的・精神的余裕がある事が考えられ、調査期間中に収入が増えたか維持された世帯が最終的に残り、逆に言えば、過去の収入は調査時より低かったということである。

#### 4 小括

本稿で我々が確認したのは以下の事実である。

全国消費実態調査の月々の収支表から労働力調査が対象とする「仕事からの収入」に相当するものを世帯年収単位、世帯主年収単位で求める事は可能である。

階級内で世帯主による「仕事からの収入」と他の世帯員による「仕事からの収入」に分割することもおおむね可能である。

その結果を見ると、世帯主の年収と世帯の有業世帯員数や有業世帯員一人あたり稼得所得の関係は薄い一方、世帯年収と世帯の有業世帯員数や有業世帯員一人あたり稼得所得には正の相関がある。これは、比較的安定した稼得所得を得る者で構成されている世帯が一定程度存在することを示唆している。

また、月額「仕事からの収入」から推計できる年収の割合は、年収階級別に大きく異なっており、賞与などの臨時所得の占める割合の大きさを示唆する。

貧困層で月額「仕事からの収入」から推計できる年収が調査年収を下回ってしまうことについてはいくつか原因が考えられるが、なお検討が必要である。

仕事からの収入を厳密に月収から年収に直すことは今後の課題である。

年収には他の経常所得として移転所得が含まれているが、これは通常3か月平均の12倍で年額に近いものが出ると考えられるので、その影響を見るため、差や比率を用いる方法がいくつか考えられる。

#### 参考文献

米澤香・金子治平(2007)「統計調査別の所得分布について」『統計学』93、20-34ページ。

Lambert, P. T. (2001) *The Distribution and Redistribution of Income (Third Edition)*, Manchester.